

「公共哲学と法」 レポート要綱

2008 年 12 月 19 日

「公共哲学と法」(担当:井上達夫)の受講者は下記に従い、レポートを提出すること。

1 レポート課題:

裁判員制度が実施を目前に控えている。裁判員に選ばれた者は、自分の仕事・趣味・娯楽など、個人としての自己の利益・関心の追求に向けられうる時間を、裁判員としての職務の遂行のために一定程度犠牲にしなければならず、しかも、特別の条件がある場合にしか職務の免除が認められないため、裁判員になることを拒否する自由も制約されている。一定の休業補償はあるが、少なからざる人にとって、それは裁判員の職務遂行のために負担する機会費用を補うには不十分であり、経済的利益の損失もある程度被らざるをえない。また、殺人など重大な刑事事件が対象になるため、死刑制度を支持するか否かに拘わらず一般市民が裁判員として死刑判決に関与せざるをえない場合も出てくる。そこから、裁判制度を憲法 18 条が禁止する「意に反する苦役」にあたるのか、憲法 19 条が保障する思想良心の自由の侵犯であるなどとして批判する声も、制度実施を間近に控えて急に高まってきている。憲法論とは別に、一般市民に過重な負担を課すものだとして裁判員制度を批判する声も小さくない。以上をふまえて、次の設問に答えよ。

設問(1) 裁判員制度を擁護するには、それが個人の利益や権利・自由に課す上述のような負担・制約を正当化しうるだけの「公共性」をもつことを示す必要がある。現行憲法解釈論としてではなく哲学的観点から裁判員制度をもっとも良く擁護しうるとあなたが考える「公共性」の理論はいかなるものかを示せ。(2000 字~3000 字)

設問(2) 上で示した「公共性」の理論に対する最も強力な批判を提供するとあなたが考える対抗的理論——別の「公共性」理論でも、「公共性」無用論でもよい——を呈示し、両者を比較検討した上で、裁判員制度の是非ないし修正点について論ぜよ。(2000 字~3000 字)

2 レポート提出期限: 2009 年 2 月 2 日(月)午後 5 時

3 レポート提出先: 公共政策大学院係